会 議 録 (要 旨)

| 会 議 名 | 平成27年度 第4回武蔵村山市公民館運営審議会 | | |
|---|--|------------|-----------------------------------|
| | 平成27年度 第4回氏廠刊山市公民館連呂番議会 平成28年2月19日(金) 午後7時30分から午後9時 | | |
| 開催場所 | 中部地区会館(市役所内) 4 0 2 A·B 学習室 | | |
| | 出席者:野﨑委員、本村委員、塩畑委員、井上委員、小川(建)委員、 | | |
| 出席者及び | 小谷委員、小西委員、小川(香)委員、山本委員 | | |
| 欠 席 者 | 事務局:文化振興課長、生涯学習グループ主査・主事 | | |
|)\ /\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 大郎 | | |
| 議題1:平成28年度公民館講座について 議 題2:武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会委員の について | | | |
| | | 結論 | 議題1:市民講座にインターネットやパソコンの操作に関する講座を追加 |
| | | (決定した方針、残さ | することとした。 |
| れた問題点、保留事項 | 議題2:武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会委員に野﨑 | | |
| 等を記載する。) | 委員長を推薦することとした。 | | |
| 公共施設予約システムの導入と有料化について | | | |
| | (委長)高齢者、子供向けの割引制度などがない。 | | |
| | (事務局)減免は施設の条例及び規則の中で定めている。従来、減免の規 | | |
| | 定が曖昧だったため、定められていた減免規定が施設ごとにバ | | |
| | ラバラだった。今後は統一して、市が使うときは全額免除、市 | | |
| | 以外の官公署、学校が使用する場合は全額免除、指定管理者が | | |
| | 市の業務を行う場合も全額免除、障害者団体については半額、 | | |
| | 市との関与の度合いが強い団体は公共的な団体として位置づけ て、そういった団体が本来の目的で使用する場合は半額とな | | |
| | る。その他として、個別に施設の設置目的があり、障害者福祉 | | |
| | る。その他として、個別に施設の設置目的があり、障害有価性 センターなどは元々福祉目的に設置されているため、登録した | | |
| | 福祉団体は無料になる。市民会館と総合体育館は元々指定管理 | | |
| | 者の管理のもと、有料で実施している部分もあるため、現在の | | |
| | 指定管理者が終了するまで現在の指定管理者の規定の中で減免 | | |
| | の運用をしていく。 | | |
| 審 議 経 過 (主な意見等を原則と | (委長) 市民会館は元々有料だったか。 | | |
| して発言順に記載し、 | (事務局) 大ホール等は有料であった。 | | |
| 同一内容は一つにまと | (委 長)野山北公園運動場では一般の利用者がいる。キャッチボールす | | |
| める。) | るだけでも有料になるのか。 | | |
| | (事務局)占有で使用する場合、有料化になる。 | | |
| | (委長) 少年野球で使う場合はどうか。 | | |
| | (事務局) 有料になる。 | | |
| | (委 長) その場合、親子でのキャッチボールは追い出されてしまうの | | |
| | が。 | | |
| | (委 長) 占有利用がある場合、基本的にはそちらが利用することにな フ | | |
| | る。 (委 員)いつから有料になるか。 | | |
| | (安一員) V゚ラパー50個科になるが。 | | |
| | (季の内) すれてロがらくめる。 (委 長) 有料化で活動できなくなる団体などはいないのか。 | | |
| | (事務局) 受益者負担の適正化を図るために実施するので、理解を広げて | | |
| | いきたい。 | | |
| | (委員) もっと高額な市もある。 | | |
| | (事務局) 使用料の設定にあたっては、維持管理と人件費を基礎に行って | | |

いる。

- (委員)他の市と比べて、料金設定は何番目に高いのか。
- (事務局) 他の市では一部の施設だけ有料化しているなど状況が変わるため比較は難しいが、他市の平均額と比較して著しい差が出た場合は低い額となるように調整している。
- (委員)返金の手続きが現金でできない。
- (事務局) 公金管理上の問題である。
- (委員) キャンセルは3日前までか。
- (事務局)システムを通してのキャンセルは3日前までである。それ以降 は当日まで各施設の窓口で受け付ける。
- (委 長) クラブ活動、少年野球で施設を使用する場合は有料になるのか。
- (事務局) 有料になる。
- (委員) 社会教育活動に影響がないようにしていただきたい。

平成28年度公民館講座について

- (事務局) 前回までの会議で①市民講座は防災講座、市民企画講座。②家庭教育講座は認知症対策講座、兜作り講座。③シルバー教室は歌ってハレバレ!心の健康倶楽部、マージャン教室。④青少年教室。⑤百人一首大会と決まった。残り一つの市民講座は事務局案としてインターネットやパソコンの操作に関する講座を提案する。
- (委員) 兜作り講座の兜はカタカナにした方が良い。
- (委員)対象の年齢はいくつか。
- (委員)元々は孫と祖父や祖母が一緒に作成するための企画である。高 学年以上でなければ子どもだけでの作成は難しい。
- (委員)回数はどうなるのか。
- (委員)歴史を学びながら作成するため、3回では足りない。
- (委長)歌ってハレバレ!心の健康倶楽部とはどのような講座か。
- (委員) 高齢者の健康を維持するための音楽療法のようなものである。
- (委長)認知症講座もある。
- (委員) 認知症講座は本人ではなく、周りの家族等を対象にしたものである。
- (委長)市民企画講座はまだ内容が決まっていない。
- (事務局) 今後市報等で募集をかけ、市民に企画してもらう。

武蔵村山市大綱・第二次教育振興基本計画策定懇談会委員の推薦について

(事務局から武蔵村山市大綱・第二教育振興 基本計画策定懇談会についての説明)

(委員)委員長を推薦する。

(異議なし)

(委長)事務局はどこか。

(事務局) 庶務は企画財務部企画政策課及び教育部教育総務課である。

| 会議の公開・非公開の別 | ■公 開 □一部公開 □非 公 開 ※一部公開又は非公開とした理由 | 傍聴者: 0 人 |
|----------------------|-----------------------------------|----------|
| 会議録の開示・ 非 開 示 の 別 | ■開 示 □一部開示(根拠法令等: □非 開 示(根拠法令等: |) |
| 庶務担当課 | 教育委員会 教育部 文化振興課(内線:65 | 56) |

(日本工業規格A列4番)